

グループ名 ・代表者名	被ばく労働を考えるネットワーク 渡辺 美紀子さん	助成金額	70万円
連絡先など	info@hibakurodo.net		
助成のテーマ	原発労働者の労働安全・補償制度と被曝労働災害の実態に関する国際調査（その2）		

【調査研究の概要】 この研究では、原発労働者の安全と権利のために取り組むべき課題を提示するため、日本ほか、ウクライナ、フランス、ドイツ、韓国、アメリカの5カ国について、原発労働者の労働安全制度・労災補償制度等を調査するとともに、労働実態の聞き取りを行い、それらの国別比較を行う。今年度は本研究の2年目であり、特にドイツについて集中的に調査を行った。事前調査の上、11月3日～12日にドイツにて、連邦放射線防護庁およびバイエルン州環境局の担当者、2人の元原発労働者と工業・化学・エネルギー産業別労組の担当者に聞き取りを行った。

ドイツでも原発産業は下請構造が形成されており、正社員の賃金は手当等の加算で高い方であるが、下請の非正規労働者の賃金は基本給が最低賃金レベルである。労働者の被曝線量は国の放射線防護登録簿で一元管理されているが、原子力施設の労働者で法的な線量限度を超えた報告はこれまでにないという。一方、上記の線量登録と放射線管理手帳の運用は別になっている。放射線防護登録簿の登録者のうち、放射線管理手帳を持っているのはわずか10%程度とのことであった。当局担当者は、原子力施設はよく監視・管理され、労働者に被曝による健康被害が起こるとは考えられない、としている。一方、非ホジキンリンパ腫と慢性リンパ性白血病を発症した2人の労働者は、原子力で働く労働者で被曝によると思われる病気を発症した人を多く知っているし、多くの労働者が早すぎる死を迎えていると話した。労災保険組合による労災認定のハードルは高く、下請非正規労働者は労組の支援もほとんどない。最末端で汚染除去作業などを行う労働者の7-8割は外国人労働者であるが、ドイツ語を話せない人が多く、国の放射線防護登録簿からも除外されている。

このほか、今年度は『ILO Occupational Safety and Health Series, No. 73』翻訳作業を進めた。また、昨年度行ったフランス現地報告の成果を『原子力資料情報室通信』で報告するとともに、書籍『原発被ばく労災-拡がる健康被害と労災補償』や福島原発被曝労災損害賠償裁判（あらかぶ裁判）の資料として生かした。

【調査研究の経過】

2018年5月22日：『ILO Occupational Safety and Health Series, No. 73』翻訳作業の中間集約

6月5日：書籍『原発被ばく労災-拡がる健康被害と労災補償』（三一書房）発行

8月20日：『原子力資料情報室通信』2018年9月号に前年度フランス現地調査報告を寄稿

11月2-13日：ドイツ現地調査@ライブツィヒ、ハノーバー、ヘースバッハ、ミュンヘン（参加者：高木和美、Felix Jawinski）

3月31日：ドイツ現地調査報告書のドイツ語版、日本語版完成

【今後の展望など】

この研究課題は2019年度も継続し、さらにアメリカとウクライナへの調査も行う予定である。これらの調査結果を含め、原発被曝労働者をめぐる法制度・保障制度と労働実態について総合的にまとめることにより、問題点の整理と労働者の安全を守るための提言を構築したいと考えている。

会計報告書の概要（金額単位：千円）			充当した資金の内訳		
支出費目	内 訳	支出金額	高木基金の 助成金を充当	他の助成金 等を充当	自己資金
旅費・滞在費	ドイツ調査（1人、8日間）、アメリカ調査（1人、7日間）、ウクライナ調査（1人、7日間）、国内調査（5回、福島・いわきほか）	638	638	0	0
会議費	国内会議3回、国際会議1回	16	0	0	16
人件費	翻訳	100	62	0	38
合 計		754	700	0	54

参考文献（ウェブサイトや書籍、成果物など）

- ・被ばく労働を考えるネットワーク『原発被ばく労災-拡がる健康被害と労災補償』、三一書房、2018年6月
- ・なすびほか「フランスにおける原発労働者の安全・補償制度と実態」、『原子力資料情報室通信』第531号（2018/9/1）

2019年7月13日

高木基金 2018年度国内枠調査研究助成 成果発表会

原発労働者の労働安全・補償制度と 被曝労働災害の実態に関する国際調査 (その2)

被ばく労働を考えるネットワーク

日本の原発労働者の安全・補償をめぐる問題

- ・重層下請によるピンハネや法令違反、被曝上限での使い捨て、無保険。
- ・とりわけ被曝に関する労働安全制度や労災補償制度には問題がある。
- ・労働安全衛生法に基づく健康管理手帳の発行対象になっていない。
- ・収束・廃炉作業では、国が健康診断を行うのは特定高線量作業従事者で、かつ50 mSvを超える被曝をした労働者（約千人）のみ。
- ・電力会社は「100mSv以下は健康影響はない」と主張。
- ・これまで福島原発事故の収束・廃炉作業に従事した労働者のうち6人が労災認定を受けている（白血病3人、甲状腺がん2人、肺がん1人）。
- ・福島第一原発の収束・廃炉作業はいよいよ高線量の原子炉建屋内の作業を行う段階にあり、一層の健康影響が懸念される。

労働者の安全・長期健康管理に関する国・事業者の不作為の中、
研究者と社会運動体が協力した実態調査が必要

研究の目的

- ・ 被曝労働者をめぐる法制度および実際の労働環境について、国際比較を通して、その問題点を明らかにする。
- ・ その結果を社会的に提示するとともに、被曝労働問題の改善のために具体的な提言を行う。

成果の活用

- ・ 原発労働者の労働安全制度と労災補償制度の改善のための提言として活用する。
- ・ 労働者自身が労働環境に対する認識を深めるとともに、国・事業者に対する交渉や労災認定・損害賠償において、労働者の権利と安全・補償を勝ち取るための具体的裏付けとしての資料となる。
- ・ 成果を社会化することで、被曝労働者なしには原発は動かない現実において、客観的な原発論議を可能にする。

研究方法

- ・日本のみならず原発を有する各国について、公開資料等から原発労働者の労働安全制度と労災補償制度について比較する。
- ・各国の労働団体・市民団体と協力して労働者への聞き取り調査を行い、労働実態と労災・健康被害の国別比較を行う。

ウクライナ	ドイツ	フランス	韓国	アメリカ
現地団体	Jawinski, 川崎陽子	Billard	Kang, Kim	Birkett
河田昌東	渡辺美紀子 高木和美	稲葉奈々子	なすび	なすび

日本国内調査および研究とりまとめ

- ・被ばく労働を考えるネットワーク(渡辺、飯田、川本、中村、新、小倉、なすび)
- ・西野方庸(労働法関連サポート) ・高木和美(聞き取り調査サポート)
- ・小倉利丸(国際連携アレンジ)

重点調査年度

2017年度

2018年度

2019年度

調査内容

【法規・諸制度】

- (a) 労働安全制度における被曝労働の位置、各種法規制と法的線量限度
- (b) 線量管理方法と被曝データの管理、労働者本人によるアクセス手段
- (c) 被曝労災認定の要件（被曝線量や疾患名等）
- (d) 被曝労災申請の数と病名、認定された事例ごとの病名
- (e) 損害賠償制度の内容と補償実数

【労働実態】

- (f) 原発内作業の発注・受注形態と労働者の雇用形態、事業主負担のある社会保険への加入状況
- (g) 賃金レベルと法規・諸制度の遵守の程度、労働者の権利状況（線量限度に達した労働者の雇用保障を含む）
- (h) 安全教育の内容、安全対策・装備の内容
- (i) 健康被害の実態
- (j) 労働者の来歴、他の産業との関係
- (k) 労働組合・労働団体の寄与

2017年度：フランス調査結果

パリ、バイユー、フェカンを訪問して、フランスの労災（職業病）認定制度・実態の調査と労働者への聞き取りを行った。
反核世界社会フォーラム2017（パリ）への参加・報告を行った。

フィリップ・ビヤール
（元原発下請労働者）

稲葉奈々子（上智大教授）



【制度】

- ・ 被曝上限値は最近12ヶ月の累積線量で20mSvと規定されている。
- ・ 被曝による職業病の認定に被曝線量の基準は無い。
 - …原発で働いた事実と職業病リストにある疾病であれば基本的に認定
- ・ 認定は「推定原則」：可能性があれば認定
 - …労働者自身が因果関係を証明することは困難なので、求めない。
- ・ 職業病認定された場合、損害賠償裁判では因果関係は争われない。

【実態】

- ・ 1994～2015年における全産業での被曝労災の年平均数は、労災認定22人/年、全てのがん15人/年、白血病7人/年。
- ・ 労働者の安全管理は十分とは言えず、線量計を外しての作業が今も多く行われていると複数の証言を得た。

【移住被曝労働者の状況】

- ・ 原発企業は国境を越えて原発を持ち、労働者を使っている。スイス、ベルギー、イギリス、ドイツにそれぞれ原発を持つ会社などがある。
- ・ 少なくとも2006年までは線量管理は国内のみで、国境を越えた線量管理はない。国境を越えるとゼロから。実際、一つの国で上限に達し、他国に行って働いた労働者のケースがある。
- ・ 貧しい国の労働者が来ているという状況がある。労組の取り組みで、雇用・賃金などの同一条件を要求したが、そのような労働者は労組に関わらないよう雇用主に約束させられていて、クビにされてしまうので労働者とコンタクトをとるのは難しい。

2018年度：ドイツ現地調査（11月2日～13日）

ライプツィヒ、ハノーバー、ヘースバッハ、ミュンヘンを訪問し、ドイツ連邦放射線防護庁、バイエルン州放射線防護課、労働組合、元原発労働者などに聞き取りを行った。



高木和美
（岐阜大学教授）

『原発被曝労働者の労働・生活実態分析－原発林立地域・若狭における聞き取り調査から』（2017年）



フェリックス・ヤヴィンスキ（独）
（ライプツィヒ大学）

「原子力と労働：日本の現実へのアプローチ」修士論文(2014).



川崎陽子（独）
環境ジャーナリスト、
応用工学修士

（環境学・労働安全）
「公害・環境問題と東電福島原発事故」（共著）



グンドレミンゲン
原子力発電所
(バイエルン州)

A号機：廃炉解体中

B号機：運転停止

C号機：運転中

バイエルン州環境局
南バイエルン州
原子力発電所防護部
がある建物





鉱業・化学・エネルギー産業別労働組合
産業グループ事務長、ホエアンシェメイ
ヤー氏と高木教授



ドイツの放射線管理手帳
strahlenpass=“放射線パス”

ドイツ調査結果

【制度・構造】

- ・公式には1次下請までだが、事実上2次下請もある。
- ・労働者の線量限度は年20mSv、生涯線量限度400mSv。放射線管理手帳による一元管理。会社から州、連邦へとデータ送付、データベース化。
- ・職業病令に「電離放射線病」があり、労働者自身が因果関係を証明して労災保険団体に給付請求。原因確率が50%を超えると判断されると保険給付。不服の場合、社会裁判所で争うことも可能。

【実態】

- ・放射線管理手帳が返却されないことも多く、多重発行問題などもある。
- ・ドイツ全体で約6000人の正社員（電力会社と最終処分場）が労組加入。一方、下請労働者も加入できるが解雇を恐れて加入者は少ない。
- ・会社・管理機関も労組も「閾値」を超えて被ばくしなければ発病しないとの認識で、発症した労働者も労災を疑う人は少ない。
- ・廃炉作業の3割、除染作業の8割は外国人労働者（主に東欧から）。放射線管理手帳は国ごとに発行され、国を超えた管理はされていない。

【移住被曝労働者の状況】

- ・ 廃炉作業の3割、除染作業の8割は外国人労働者。
- ・ 90年代半ばまでは主にイタリア人とトルコ人、後には旧東欧諸国から。
- ・ 多くはドイツ語ができず、教育ビデオも理解できない。グループ内でドイツ語ができる人が通訳。
- ・ 仕事内容は多くが熟練度が問われない汚染除去作業で低賃金。
- ・ ドイツ企業に雇用された場合は、放射線管理手帳を発行され被曝線量が記録される。外国人雇用主に雇用された場合は発行されない。
- ・ ドイツ連邦放射線防護庁の登録簿には登録されない。また、母国や他の国での被曝記録との合算は自動的にには行われない。
- ・ 管理当局者は手帳の多重発行を懸念する一方、労働者の累積線量が管理当局には把握されていない問題についての関心は高くない。
- ・ 労組幹部は外国人労働者も放射線被曝登録簿に登録されると思い込んでいた。

欧州原子力共同体(EURATOM)

原子力利用の領域における、研究、共通安全基準の策定、公衆の保護、適切かつ公平な原料及び燃料の供給、核物質の平和的利用の監視、外国及び国際機関との協力など

EURATOM 設立条約（1957年3月25日、ローマ条約のひとつ）

各国のEUへの加盟には、EURATOM 設立条約への加盟が条件（原子力利用の選択は各国に任されている）。

閣僚理事会指令

電離放射線によって引き起こされる危険から労働者及び公衆の健康を保護するための最低安全基準を定める：

Council Directives 80/836/Euratom, 84/467/ Euratom, 96/29/Euratom

とりわけ外来労働者について: 90/641/Euratom,

2013/59/Euratom, Article 51: Protection of outside workers

欧州委員会勧告（2010年）

EU内で電力事業者からの外部委託（下請）で働いている原発労働者は10万人以上と推定。

フランス：3万人、ドイツ：3万人、イギリス：1～1.5万人

提言内容：EU内での

- ・安全管理基準の統一
- ・労働者の被曝量の一元管理
- ・統一の放射線管理手帳

など

EUROPEAN COMMISSION



RADIATION PROTECTION NO 166

Evaluation of the Operational Implementation of the Outside Workers Directive

Directorate-General for Energy
Directorate D — Nuclear Energy
Unit D.4 — Radiation Protection
2010

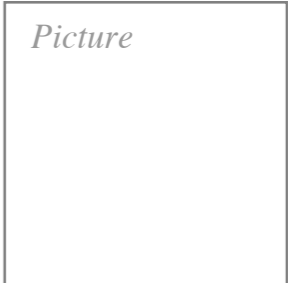
HERCA (欧州放射線防護機関管理者連合) による Radiation passbook model (ver.2)

FRONT COVER (Identification of Radiation Worker)

	
<p>Window to allow to see picture on next page</p>	
<p>Radiation worker [SURNAME] [2nd SURNAME] [First name] [Middle names] [Unique identification number of the worker]</p>	
<p><i>Ref. of domestic Legislation under which Radiation Passbook is issued</i></p>	
<p>RADIATION PASSBOOK BELGIUM [Country code (ISO3166) - Passbook number – Passbook sequence number] [bar code or RFID]</p>	
<p>If found, please return to last named employer (see section ..)</p>	

SECTION 1 – Details of the radiation worker

(Normally to be completed by the company or institution designated by the competent authority to issue the radiation passbook)

Surname(s)	[SURNAME] [2nd SURNAME]	 <p><i>Picture</i></p>
First name	[First name] Middle name(s) [Middle names]	
Sex	[M/F]	
Date of birth	[date of birth]	
Place of birth	[Place of birth]	
Nationality	[Nationality]	
Address	[Address]	
Signature	[Signature]	
<p>Unique identification number <i>(unique number in the worker's employer's country, for example :</i></p>		
National number	[National number]	
Social security number	[Social security number]	
Fiscal number	[Fiscal number]	
<p>Relevant dose limits and period of the dose limits in country of issuance:</p>		
Effective dose	[Effective dose/period]	
Eyes	[Equivalent dose/period]	
Skin	[Equivalent dose/period]	
Extremities	[Equivalent dose/period]	
Other	[]	

SECTION 2 – Issuing details of the radiation passbook

(to be completed by the entity issuing the radiation passbook)

Radiation passbook number	[Radiation Passbook number]
Issuing date	[issuing date] Valid until [expiry date]
Issuing body	[body issuing passbook]
Address	[address] Web address [Web address]
Tel number	[tel number] Mark of endorsement
Fax number	[fax number]
E-mail	[e-mail address]

原発に特定技能外国人

東電 福島廃炉に受け入れ

4月から始まった新しい在留資格「特定技能Ⅰ」の外国人労働者について、東京電力が、廃炉作業の続く福島第一原発などの現場作業に受け入れることを決めたことが分かった。3月28日の会議で、元請けなど数十社に周知した。

▼3面Ⅱ懸念も

特定技能

外国人労働者の受け入れ拡大のために始まった在留資格。人手不足が深刻な介護や建設など14業種が対象。技能水準で2段階に分かれる。「1号」は「相当程度の知識または経験を必要とする技能」に加え、日常会話レベルの日本語能力が必要。家族帯同は認められず、在留期限は通算5年。技能実習生として3年間の経験があれば、無試験で在留資格を変更できる。「熟練した技能」が必要な「2号」は家族帯同が可能になり、在留も更新制。当面は建設と造船・船用工業のみで受け入れる。

「新資格なら可能」

東電などによると、ゼネコなど協力会社数十社を

東電が発注する事業について「全て廃炉に関するもので、一般的に海外で発生しうるものではない」とし、技能実習生の受け入れは「国際貢献」という趣旨から不

ルと定められている。日本語能力も懸念の一つだ。特定技能「1号」で求められる日本語能力は「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度（日本語能力試験N4以上）」とされる。東電広報担当は「日本語能力の確認は元請けや雇用企業に求めている」という。管理対象区域内での作業について、ゼネコの1社は「下請け作業員として受け入れる可能性はある。弊社でも日本語能力を直接確認する」と取材に答えた。一方、別のゼネコ広報は「現時点では外国人労働者を就労させない方針」と回答した。第一原発で働くゼネコ社員は「第一原発の作業はルールが複雑。放射線関連の教育が行き届くのかも心配だ。意思の疎通が不十分で事故が起ると怖い」と話す。（青木美希）

被曝管理 言葉に懸念

福島廃炉に特定技能外国人

東京電力が、福島第一原発などの現場作業に、新しい在留資格「特定技能」の外国人労働者の受け入れを決めた背景には、人手不足がある。識者は、国をまたいだ放射線の被曝量の把握の難しさや、日本語による意思疎通の難しさから生じる労災を懸念する。

▼1面参照

人手不足について、東電

は2月、市民団体「東京電力と共に脱原発をめざす会」との会合で「これから労働環境も需給環境も厳しくなってくる必要があるので、対応を考えなければならぬ」と説明していた。

ゼネコ社員の一人は「切羽詰まっているというほどではないが、東京五輪などに人がとられて集めにくく

なっている」と話す。東電などによると、外国人はこれまで技術者や作業員として福島第一原発で働いてきた。放射線業務従事者として登録している外国人は2月の時点で29人。第一原発に関わるゼネコは「これまでも日本語の能力を確認しながら外国人を受け入れてきた」という。第一原発をめぐっては18

年5月、敷地内の焼却炉工事に外国人技能実習生6人が従事していたと東電が発表した。放射線管理対象区域外だったものの、確認が不十分だったという。また、外国人技能実習生に必要な情報を与えないまま、除染作業に従事させた建設関連会社4社が法務省に処分されている。

東電によると、国外の原発で働いて被曝したことがある場合、被曝線量は労働者が自己申告することになっている。2015年まで廃炉作業に従事し、「福島原発作業員の記」の著書がある池田実さん(66)は「日

本人ですら、被曝による労災申請の方法はよく分からず、ためらう。外国人ではなおさらではないか」という。原発で働く労働者の被曝線量の管理は、海外でも問題になっている。フランスで原発労働者の調査をした上智大の稲葉奈々子教授(国際社会学)によると、欧州連合(EU)では加盟国間のデータを統合して被曝線量を一元管理することが定められているという。だが外国人が多く働いているフランスの原発では、制度があっても一元管理がされていないから、事例があり、労働者から「知らずに線量限度を超えてしまふ恐れがある」と声があがっていたという。「日本で実効性のある、国境を越えた一元管理の制度を早急につくるべきだ」という。

原発労働者の労働実態を聞き取り調査してきた岐阜大の高木和美教授(社会福祉学)は、第一原発での作業について「防護マスク以上の装備が必要な現場がほとんどだ。小さなミスや突発的なトラブルの際に瞬時に言葉が理解できないと、大きな労災や事故になりかねない。作業の大幅な遅れにもつながる」と懸念する。（青木美希）

本研究の成果をもとにした
稲葉奈々子教授と高木和美
教授のコメント



厚生労働省労働基準局安全衛生部長

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 殿

東京電力福島第一原子力発電所における外国人労働者に対する
労働安全衛生の確保の徹底について

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）については、平成30年12月14日に公布され、一部の規定を除き平成31年4月1日から施行されたところです。

こうした状況も踏まえ、厚生労働省では、外国人労働者に対する必要な安全衛生教育及び研修の推進を図るため、「安全衛生教育等推進要綱」を平成31年3月28日付け基発0328第28号「外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について」（以下「基発0328第28号」という。）により改正しました。

また、東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）の構内における放射線業務及び各種工事については、平成27年8月26日付け基発0826第1号「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、作業に従事する労働者の安全と健康を確保するため、東京電力の第一義的な責任の下に、東京電力本社、福島第一廃炉推進カンパニー、発電所及び元方事業者の実施事項を明確にした安全衛生管理体制を構築すること等を求めています。

については、東京電力が発注する発電所構内外の各業務における安全衛生教育等推進要綱に基づく事項の実施の確保をお願いします。

特に、発電所構内で行われる放射線業務及び各種工事並びに東京電力が発注する発電所構外で行われる除染等業務及び特定線量下業務について、特定技能1号又は2号の在留資格の認定を受けた外国人労働者（以下「特定技能外国人労働者」という。）が従事する場合には、日本語や我が国の労働習慣に不慣れな労働者に対する安全衛生管理体制を確立する必要があること、放射線に関する専門的知識がない労働者が作業することに起因した労働災害、健康障害が発生するおそれがあること等の課題が想定されるため、下記の事項の確実な実施が担

廃炉外国人就労見送り

「特定技能」東電「当面の間」

東京電力ホールディングス（HD）は22日、福島第一原発の廃炉作業に、「特定技能」の在留資格を持つ外国人労働者を当面受け入れないと発表した。人手不足を背景にいったんは受け

入れを決めたが、21日に厚生労働省から「極めて慎重な検討」（根本匠厚労相）を求める通達を受け、方針を転換した形だ。

▼30日国通達翌日に転換する外国人労働者が現場で働けば労災事故や健康障害

東電HDは22日、通達を

が発生する恐れがあり、「極めて慎重に検討する必要がある」と表明。安全管理体制の検討に相当の時間を要するとして、当面の間は就労させないことにしたという。

ただ、福島市で会見した東電福島復興本社の担当者は「この先ずっと就労させないと言いつついるものではない。検討して改善したうえで、将来の受け入れはありうる」との認識を示した。

外部への成果発表（2018年度）



『原発被ばく労災-拡がる健康被害と労災補償』三一書房、2018年6月
：2017年度成果を含む

フランスにおける 原発労働者の安全・補償制度と実態

なすび、池田実(被ばく労働を考えるネットワーク)／稲葉奈々子(上智大)／
フェリックス・ヤヴィンスキ(ライプツィヒ大)／平林祐子(都留文科大)

1. はじめに：国際比較調査の概要と 本稿の位置

原発被曝労働に関する実態解明と労働安全・労働者保護制度の問題は、深刻な被曝が懸念される収束・廃炉労働者の命と健康を守るために喫緊の課題であるとともに、原子力の是非をめぐるアキレス腱でもある。しかし、日本ではその実態が明らかにされ広く議論されているとは言い難い。私たちは、2016年3月に東京で開催された「核と被ばくをなくす世界社会フォーラム2016」において、分科会『被曝労働問題の現状～フランス・ウクライナ・韓国・日本』と『被曝労働者の権利を求める国際連帯シンポジウム』を開催し、各国での原発労働者の状況に関する報告を受けた。そこで、被曝労働者の労働安全問題が放置され社会的認識も低い現状は、原発のある他の国々でも同様で、国際的な共通課題であることが明らかとなった。

私たちは高木仁三郎市民科学基金による第16期国内向け助成を受け、2017年度より「原発労働者の労働安全・補償制度と被曝労働災害の実態に関する国際調査」を開始した。同調査は、各国の原発労働

国内に19カ所・58基の商業用原発、他に軍関係の原発設備を複数有し、かつて電力の8割を原子力に依存し、いまだに原子力依存度が高い。その中で被曝労働問題の実態がどのようになっているのかは極めて重要である。本稿は、先述の国際調査の中で行ったフランス現地調査(2017年10月31日～11月12日)をもとに、さらにフランスの共同研究者の協力による追加調査を行い、日本との比較を念頭にまとめたものである。まだ明らかにすべき項目も残っているが、現段階での報告を行いたい。

2. フランスにおける原子力発電の位置 と原発労働者の雇用関係

フランスの原子力政策の起源は、1945年10月のフランス原子力庁(CEA)の創設に始まり、1946年4月には国有会社・フランス電力公社(後のフランス電力会社、EDF)が設立された。米英の技術に頼らない独自の核開発が追求され、1956年9月にはG1型原子炉(軍事用プルトニウム生産炉)がマルクールに、1963年には黒鉛減速式天然ウラン原子炉(商業用)がシノンに建設された。このように50-60年代、主に軍事部門で核・原子力が推進され、60年代に発電

『原子力資料情報室通信第531号』(2018/9/1)
：2017年度フランス現地調査報告を寄稿

今後の計画

- ・ 2019年度は、アメリカとウクライナを現地調査を含む主な調査対象にする。
- ・ 韓国、フランス、ドイツについては、現地調査結果や取得してきたデータの整理・分析と追加調査を進める。
- ・ これまでの国内聞き取り調査を集約する。
- ・ 各国の調査結果の集約と比較分析をもとに、国際シンポジウムを開催する。その討論を経て最終報告書を作成する。
- ・ 現段階での調査結果を社会運動の中で活かす（あらかぶ裁判原告資料ほか）。
- ・ 得られた成果はウェブサイトで公開するとともに、国・企業との交渉など各国の被曝労働者と家族のいのちとくらしを守る運動体の取り組みに活かす。

謝辞

本調査研究を進めるに当たり、国内・海外共同研究者の皆さん、調査に協力してくださった労働者・労組等団体の皆さん、行政機関の方々に感謝します。

本調査研究は高木仁三郎市民科学基金2017年度・2018年度国内助成による支援で実現することができました。引き続き2019年度も継続課題に採択していただき、さらに調査を深めることが可能になりました。改めて感謝いたします。